



平成28年9月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕(非連結)

平成28年2月10日

上場会社名 メドピア株式会社 上場取引所 東  
 コード番号 6095 URL http://medpeer.co.jp/  
 代表者 (役職名) 代表取締役社長 (氏名) 石見 陽  
 問合せ先責任者 (役職名) 取締役 (氏名) 山中 篤史 (TEL) 03-6447-7961  
 四半期報告書提出予定日 平成28年2月10日 配当支払開始予定日 —  
 四半期決算補足説明資料作成の有無 : 無  
 四半期決算説明会開催の有無 : 無

(百万円未満切捨て)

1. 平成28年9月期第1四半期の業績(平成27年10月1日～平成27年12月31日)

(1) 経営成績(累計)

(%表示は、対前年同四半期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		四半期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
28年9月期第1四半期	293	△14.0	53	△57.5	54	△57.2	34	△50.7
27年9月期第1四半期	340	—	126	—	126	—	70	—
	1株当たり 四半期純利益		潜在株式調整後 1株当たり 四半期純利益					
	円 銭		円 銭					
28年9月期第1四半期	4.05		3.90					
27年9月期第1四半期	8.37		7.83					

(注) 当社は、第1四半期の業績開示を平成27年9月期より行っているため、平成27年9月期第1四半期の対前年同四半期増減率の記載はしていません。

(2) 財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率
	百万円	百万円	%
28年9月期第1四半期	1,467	1,190	80.9
27年9月期	1,447	1,144	78.1

(参考) 自己資本 28年9月期第1四半期 1,187百万円 27年9月期 1,129百万円

2. 配当の状況

	年間配当金				
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	合計
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
27年9月期	—	0.00	—	0.00	0.00
28年9月期	—				
28年9月期(予想)		0.00	—	0.00	0.00

(注) 直近に公表されている配当予想からの修正の有無 : 無

3. 平成28年9月期の業績予想(平成27年10月1日～平成28年9月30日)

(%表示は、対前期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		当期純利益		1株当たり 当期純利益
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円 銭
通期	1,064	2.3	20	△85.3	20	△85.3	12	△83.0	1.42

(注) 直近に公表されている業績予想からの修正の有無 : 無

※ 注記事項

(1) 四半期財務諸表の作成に特有の会計処理の適用 : 無

(2) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

- ① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更 : 無
- ② ①以外の会計方針の変更 : 無
- ③ 会計上の見積りの変更 : 無
- ④ 修正再表示 : 無

(3) 発行済株式数 (普通株式)

- ① 期末発行済株式数 (自己株式を含む)
- ② 期末自己株式数
- ③ 期中平均株式数 (四半期累計)

28年9月期1Q	8,593,500株	27年9月期	8,431,000株
28年9月期1Q	一株	27年9月期	一株
28年9月期1Q	8,561,293株	27年9月期1Q	8,411,000株

※ 四半期レビュー手続の実施状況に関する表示

この四半期決算短信は、金融商品取引法に基づく四半期レビュー手続の対象外ですが、この四半期決算短信の開示時点において、金融商品取引法に基づく四半期財務諸表のレビュー手続は終了しております。

※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

本資料に記載されている業績予想等の将来に関する記述は、当社が現時点で入手可能な情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、その達成を当社として約束する趣旨のものではありません。また、実際の業績等は様々な要因により、予想した数値と異なる場合があります。業績予想の前提となる過程及び業績予想のご利用にあたっての注意事項については、添付資料2ページ「1. 当四半期決算に関する定性的情報(3)業績予想などの将来予測情報に関する説明」をご覧ください。

○添付資料の目次

1. 当四半期決算に関する定性的情報 .....	2
(1) 経営成績に関する説明 .....	2
(2) 財政状態に関する説明 .....	2
(3) 業績予想などの将来予測情報に関する説明 .....	2
2. 四半期財務諸表 .....	3
(1) 四半期貸借対照表 .....	3
(2) 四半期損益計算書 .....	4
(3) 四半期財務諸表に関する注記事項 .....	5
(継続企業の前提に関する注記) .....	5
(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記) .....	5
(セグメント情報等) .....	5
(重要な後発事象) .....	5

## 1. 当四半期決算に関する定性的情報

### (1) 経営成績に関する説明

当社は、医師の集合知の共有を通じて、ミッションである「Supporting Doctors, Helping Patients. (医師を支援すること。そして患者を救うこと。)」を実現すべく、「MedPeer」サイトのコンテンツ充実、継続的な機能改善を行うことで、臨床の現場で必要とする有用な情報を10万人超の医師会員に提供し続けております。

一方、当社事業の主要顧客が属する医薬品業界においては、団塊の世代が2025年頃までに後期高齢者に達する事により社会保障費の急増が懸念されるいわゆる2025年問題を背景に、薬価マイナス改定や、ジェネリック医薬品の使用促進などの医療費用の抑制が推し進められております。それに加え、市場をけん引してきた大型薬剤が順次特許切れを迎えていることから、国内外の製薬企業の収益環境は引き続き厳しい状況になることが予想されております。また、製薬企業から医師への金銭授受に関する透明性を確保する動きが活発化し、製薬企業の営業・マーケティング活動における透明性と生産性の向上が重要視されております。

このような環境の中、当社は製薬企業が抱える営業・マーケティング活動、特に自社医薬品にかかる情報提供と臨床現場からの情報収集を事業機会と捉え、医師会員の獲得及び製薬企業に向けての営業を積極的に進め、医師集合知サービスのうち「薬剤評価掲示板」を利用したマーケティング支援において、広告掲載数が順調に推移いたしました。

この結果、当第1四半期累計期間の業績は、売上高293,031千円（前年同期比14.0%減）営業利益53,943千円（同57.5%減）、経常利益54,142千円（同57.2%減）、四半期純利益34,715千円（同50.7%減）となりました。

### (2) 財政状態に関する説明

#### (資産)

当第1四半期会計期間末における資産合計は、前事業年度末に比べて20,658千円増加し、1,467,951千円となりました。これは現金及び預金24,188千円の減少があったものの、受取手形及び売掛金61,029千円の増加を主要因とするものであります。

#### (負債)

当第1四半期会計期間末における負債合計は、前事業年度末に比べて24,722千円減少し、277,608千円となりました。これは賞与引当金11,510千円、ポイント引当金20,909千円の減少を主要因とするものであります。

#### (純資産)

当第1四半期会計期間末における純資産合計は、前事業年度末に比べて45,380千円増加し、1,190,343千円となりました。これは新株予約権行使による新株発行に伴い資本金及び資本剰余金がそれぞれ11,375千円増加したこと、並びに四半期純利益の計上に伴う利益剰余金の額が34,715千円増加したことによるものであります。

### (3) 業績予想などの将来予測情報に関する説明

平成27年11月11日に公表いたしました通期の業績予想に変更はありません。

なお、業績予想につきましては、本資料の発表日現在において入手可能な情報に基づき作成しており、実際の業績は今後様々な要因によって予想数値と異なる場合があります。今後業績予想の数字に影響を及ぼす事態が生じた場合は、すみやかに開示を行います。

## 2. 四半期財務諸表

## (1) 四半期貸借対照表

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年9月30日)	当第1四半期会計期間 (平成27年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	945,622	921,433
受取手形及び売掛金	186,190	247,220
その他	38,174	22,885
貸倒引当金	△34	△45
流動資産合計	1,169,953	1,191,494
固定資産		
有形固定資産	55,214	53,483
無形固定資産		
のれん	150,166	141,666
その他	15,355	24,787
無形固定資産合計	165,522	166,454
投資その他の資産	56,602	56,518
固定資産合計	277,339	276,456
資産合計	1,447,292	1,467,951
<b>負債の部</b>		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	30,516	30,516
未払法人税等	19,346	7,361
賞与引当金	15,702	4,192
ポイント引当金	52,508	31,599
その他	59,860	84,596
流動負債合計	177,934	158,266
固定負債		
長期借入金	109,312	104,226
資産除去債務	15,084	15,116
固定負債合計	124,396	119,342
負債合計	302,330	277,608
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	494,655	506,030
新株式申込証拠金	11,970	—
資本剰余金	484,655	496,030
利益剰余金	150,440	185,156
株主資本合計	1,141,721	1,187,217
新株予約権	3,241	3,126
純資産合計	1,144,962	1,190,343
負債純資産合計	1,447,292	1,467,951

## (2) 四半期損益計算書

第1四半期累計期間

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自平成26年10月1日 至平成26年12月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成27年10月1日 至平成27年12月31日)
売上高	340,620	293,031
売上原価	33,747	86,055
売上総利益	306,873	206,976
販売費及び一般管理費	179,909	153,032
営業利益	126,964	53,943
営業外収益		
受取利息	—	18
その他	62	507
営業外収益合計	62	525
営業外費用		
支払利息	—	227
株式交付費	250	—
為替差損	336	98
営業外費用合計	587	326
経常利益	126,439	54,142
特別損失		
本社移転費用	15,236	—
特別損失合計	15,236	—
税引前四半期純利益	111,202	54,142
法人税、住民税及び事業税	34,500	6,369
法人税等調整額	6,304	13,057
法人税等合計	40,804	19,427
四半期純利益	70,397	34,715

### (3) 四半期財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

#### 【セグメント情報】

当第1四半期累計期間(自平成27年10月1日 至 平成27年12月31日)

当社は、単一セグメントのため、記載を省略しております。

(重要な後発事象)

新株予約権(有償ストックオプション)の発行

当社は平成28年2月10日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役、執行役員及び従業員に対し、新株予約権を有償で発行することを決議し、以下のとおり発行予定であります。

#### (1) 新株予約権の発行の目的及び理由

長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として、当社取締役、執行役員及び従業員に対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。

#### (2) 新株予約権の発行要項

##### ① 新株予約権の数

3,000個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式300,000株とし、下記③.イにより本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

##### ② 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権1個あたりの発行価額は、1,100円とする。

##### ③ 新株予約権の内容

#### イ. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする(以下、株式分割又は株式併合後の発行済株式総数を、株式分割又は株式併合前の発行済株式総数で除して得た数を、「分割(または併合)の比率」という。)。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換、株式移転または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合(以上を総称して以下、「合併等を行う場合」という。)、当社は、合理的な範囲で、付与株式数を適切に調整されるものとする。

#### ロ. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金416円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株あたり払込金額」を「1株あたり処分金額」に、「新規発行前の1株当たりの時価」を「自己株式処分前の1株当たりの時価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併等を行う場合には、当社は、合理的な範囲内で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

#### ハ. 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、平成31年1月1日から平成35年2月28日までとする。ただし、行使期間の開始日が当社の休業日にあたるときはその翌営業日を開始日とし、また、行使期間の最終日が当社の休業日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

#### ニ. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- a. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- b. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から、上記aに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

#### ホ. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

#### ヘ. 新株予約権の行使の条件

- a. 本新株予約権者は、平成29年9月期乃至平成31年9月期の監査済みの当社損益計算書（連結財務諸表を作成している場合は連結損益計算書）において、経常利益が次の各号に掲げる条件を充たしている場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。
  - (a) 平成29年9月期及び平成30年9月期の経常利益の累積額が500百万円を超過した場合  
新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の100%
  - (b) 平成30年9月期及び平成31年9月期の経常利益の累積額が500百万円を超過した場合  
新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の50%
- b. 上記aにおける経常利益の判定において、適用される会計基準の変更等により経常利益の計算に用いる各指標の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標及び数値を当社取締役会にて定めるものとする。
- c. 新株予約権者は、当社または当社関係会社（会社計算規則第2条第3項第22号所定の「関係会社」をいう。）の取締役、監査役、執行役員または従業員を退任または退職した場合、当該退任または退職の時点で上記aに基づいて既に行使可能となっている新株予約権を除き、それ以降本新株予約権を行使することができない。ただし、当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- d. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- e. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- f. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- g. その他の権利行使の条件は、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

#### ④ 新株予約権の割当日

平成28年2月29日

#### ⑤ 新株予約権の取得に関する事項

イ. 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

ロ. 新株予約権者が権利行使をする前に、上記③. へに定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

⑥ 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

ロ. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ハ. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記③. イに準じて決定する。

ニ. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記③. ロで定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記⑥. ハに従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

ホ. 新株予約権を行使することができる期間

上記③. ハに定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記③. ハに定める行使期間の末日までとする。

ヘ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記③. ニに準じて決定する。

ト. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

チ. その他新株予約権の行使の条件

上記③. へに準じて決定する。

リ. 新株予約権の取得事由及び条件

上記⑤に準じて決定する。

ヌ. その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

⑦ 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

⑧ 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成28年2月29日

⑨ 申込期日

平成28年2月23日

⑩ 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社取締役 4名 1,350個

当社執行役員 1名 75個

当社従業員 39名 1,575個